石川県	三人
岐阜県	八人
愛知県	一一人
滋賀県	二人
京都府	一四人
大阪府	一二人
兵庫県	六人
奈良県	二人
和歌山県	八人
島根県	四人
岡山県	一人
広島県	五人
香川県	三人
高知県	二人
長崎県	九人
大分県	一人
宮崎県	三人
鹿児島県	一人

附則第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第二茨城県の項中「四、八二六人」を「四、八三六人」に改め、同表埼玉県の項中「一一、五四八人」を「一一、七二三人」に改め、同表千葉県の項中「九、七二二人」を「九、七二七人」に改め、同表神奈川県の項中「一五、三一七人」を「一五、三六七人」に改め、同表新潟県の項中「四、一四一人」を「四、一五一人」に改め、同表長野県の項中「三、四〇四人」を「三、四〇九人」に改め、同表静岡県の項中「六、二一一人」を「六、二一六人」に改め、同表滋賀県の項中「二、三〇六人」を「二、三六六人」に改め、同表奈良県の項中「二、四五四人」を「二、四五八人」に改め、同表岡山県の項中「三、四五四人」を「三、四六二人」に改め、同表福岡県の項中「一〇、八六〇人」を「一〇、九二五人」に改め、同表熊本県の項中「三、〇四七人」を「三、〇五四人」に改め、同表沖縄県の項中「二、七五三人」を「二、八二三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十七号から第二百五号まで」を「第五十六号から第二百九号まで」に改め、第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第百五十七号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十八号を削り、第百五十九号を第百五十七号とし、第百六十号から第二百五号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

二百四　防災力強化総合交付金
二百五　食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金
二百六　食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金
二百七　農林水産業環境負荷低減推進交付金
二百八　農林水産業環境負荷低減技術開発推進交付金
二百九　農林水産業環境負荷低減推進整備交付金